

長崎市公告第 105 号

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地
区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和 29 年法律
第 119 号）第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、
次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木 史朗

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 土地区画整理事業の名称 | 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業
東長崎平間・東地区土地区画整理事業 |
| 2 | 施 行 者 の 名 称 | 長崎市 |
| 3 | 施 行 地 区 | 長崎市矢上町、平間町及び東町の各一部 |
| 4 | 事業計画の事業施行期間 | 平成 14 年 5 月 31 日から令和 13 年 3 月 31 日
まで |
| 5 | 事 務 所 の 所 在 地 | 長崎市矢上町 40 番 28 号
長崎市まちづくり部東長崎土地区画整理事務所 |
| 6 | 事業計画決定の年月日 | 平成 14 年 5 月 31 日 |
| 7 | 事業計画変更決定の年月日 | 令和 8 年 9 月 14 日 |